

# 介護老人保健施設 聖十字ハイツ 介護予防及び通所リハビリテーション 利用約款

## (約款の目的)

第1条 介護老人保健施設 聖十字ハイツ（以下「当施設」という。）は、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、介護予防及び通所リハビリテーションを提供する。一方、利用者及び身元保証人（以下「保証人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

## (適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設介護予防及び通所リハビリテーション利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、保証人に変更があった場合は、新たな保証人の同意を得ることとします。

- 2 利用者は、第4条又は第5条による解除が無い限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の介護予防及び通所リハビリテーションを利用することができるものとします。但し、本約款、重要事項説明書の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

## (身元保証人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす保証人を立てます。但し、利用者が保証人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ①行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
- ②弁済をする資力を有すること

2 保証人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 保証人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

①利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

②通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取りをすること。但し、遺体の引取りについて、保証人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引取っていただくことができます。

4 保証人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入居者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び保証人に対し、相当期間内にその保証人に変わる新たな保証人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 保証人の請求があったときは、保証人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び保証人は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の介護予防サービス計画にかかわらず、本約款に基づく介護予防及び通所リハビリテーション利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び保証人は、速やかに当施設及び利用者の介護予防サービス計画作成者に連絡するものとします。(本条第2項の場合も同様とします)

2 保証人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

3 利用者又は保証人が正当な理由なく、介護予防及び通所リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び保証人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく介護予防及び通所リハビリテーションサービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の介護予防及び居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者及び保証人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護予防及び通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな保証人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな保証人を立てない場合。但し利用者が新たな保証人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護予防及び通所リハビリテーションサービスの対価として、重要事項説明書の料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 利用者及び保証人は、前月料金の合計額の請求書金額を、連帯して翌月の15日までに当施設に対し支払うものとします。なお、支払いの方法は口座振込または窓口支払となります。

3 当施設は、利用者又は保証人から、利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び保証人が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の介護予防及び通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。(診療録については、5年間保管します。)

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、保証人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときには、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が保証人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が保証人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び保証人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、保証人又は利用者若しくは保証人の親族に関する個人情報の利用目的を以下のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

**個人情報の利用目的**  
(令和 7年 1月 1日現在)

介護老人保健施設 聖十字ハイツでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

**【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】**

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

**【上記以外の利用目的】**

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供

※ 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

※ 提供を受けた資料を厳重に管理し、紛失、破損しないよう適正な保管に努めます。また、資料を所持する必要がなくなった時は、保管期限到来日に責任をもって廃棄します。

## 介護老人保健施設 聖十字ハイツ SNS 運用方針

(令和 7年 1月 1日現在)

### 1. 目的

本方針は、介護老人保健施設聖十字ハイツ(以下、「当施設」という)の公式ソーシャルネットワークサービス(以下、「SNS」という)の運用について定めたものです。

### 2. 基本方針

SNS の拡散性や即時性を活かし、当施設の業務や取り組み、行事等に関する情報を発信することで、当施設に対する理解を深めていただくとともに、介護サービス事業に関する更なるイメージアップを図ることを目的とします。また、利用者からソーシャルメディアを通して寄せられた意見に対し、SNS アカウントを通じた個別の回答は、情報の発信を目的としていることから原則行いません。但し、イベント案内に関する質問等には返答いたします。

### 3. 運用について

#### (1) 掲載の承諾

- ① 施設サービスをご利用いただく利用者、家族に目的を説明し、SNS への写真・動画掲載についての意向を掲載承諾書で確認します。
- ② 利用者以外(ボランティア等)の掲載についても①同様に説明し、意向確認を行います。
- ③ SNS への利用者等の写真・動画の掲載は①並びに②で承諾いただいた利用者等のみ掲載いたします。

#### (2) 掲載内容

- ① 当法人、施設が運営するホームページ、各種SNS、公式LINE等への掲載内容
- ② 当施設が実施するイベントに関する情報
- ③ 当施設の採用活動に関する情報
- ④ 当施設紹介
- ⑤ その他、当施設が必要であると判断した情報

#### (3) 掲載確認

各事業所で撮影した写真・動画を事業所管理者が承諾いただいている方か確認を行い、施設広報委員会の再チェック後に掲載を行います。

#### (4) 運用担当者

- ① 施設広報委員会
- ② 法人本部広報担当

### 4. 免責事項

- (1) 当施設は、SNS アカウントにおける情報の正確性には万全を期しますが、ユーザーが当アカウントの発信した情報を用いて行う行為について、一切の責任を負うものではありません。
- (2) 当施設はSNS に関して生じたユーザー間またはユーザーと第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。
- (3) コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、ユーザーは当施設に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、当施設に対し著作権等を行使しないことに同意したものといたします。
- (4) 上記の他、当施設のSNS アカウントに関連する事項によって生じたいかなる損害についても、当施設は一切の責任を負いません。

### 5. 利用者による書き込みの削除等について

以下の各項に該当する場合、予告なく削除またはアカウントのブロックを行うことがあります。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など当施設または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏洩する等プライバシーを侵害するもの
- (10) 他のユーザー、第三者になりすましたもの
- (11) 有害なプログラム等
- (12) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (13) 当施設の発信する内容の一部または全部を改変するもの
- (14) 当施設の発信する内容に関係ないもの
- (15) その他、当施設が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

6. 著作権について

当施設公式SNS の内容について、私的使用または引用等著作権法上認められた行為を除き、当施設に無断で転載等を行うことはできないものといたします。

7. 運用方針の周知・変更等について

本運用方針を変更しようとする時は、法人本部事務局会議の承認を得なければなりません。

# 重要事項説明書

(介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション)

あなたの申し出によりサービス提供を開始するにあたり、厚生省令第39号第4条によって、わたしたちがあなたに説明すべき事項を、次のとおり確認させていただきます。

## 1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 鈴鹿聖十字会
法人所在地	三重県 三重郡 菟野町宿野1433-74
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 藤田 隆太
電話番号	059-394-2511

## 2 ご利用施設

施設の名称	介護老人保健施設 聖十字ハイツ
施設の所在地	三重県 三重郡 菟野町宿野1641-10
施設長名	小松 重信
電話番号	059-394-5880
ファクシミリ番号	059-394-5882

## 3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		三重県知事の事業者指定		利用定数
		指定年月日	指定番号	人
施設	介護老人保健施設	H12年4月1日	2452280023号	100
居宅	通所リハビリテーション	H12年4月1日	2452280023号	20
	介護予防通所リハビリテーション	H18年4月1日	2452280023号	20
	短期入所療養介護	H12年4月1日	2452280023号	空床利用
	介護予防短期入所療養介護	H18年4月1日	2452280023号	空床利用
	訪問リハビリテーション	R2年12月1日	2452280023号	—
	介護予防訪問リハビリテーション	R2年12月1日	2452280023号	—

## 4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は介護保険制度下での施設介護事業であり介護および支援の必要な利用者がそれぞれのおかれている環境等と利用者の有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。
施設運営の方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の支援を行い、居宅における生活への復帰を目指す。</li><li>・ 利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。</li> <li>・ 明るく家庭的雰囲気重視し、利用者がその生活において人間としての権利を制限されず、尊厳をもって安心して生活できるようサービス提供に努める。</li> <li>・ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。</li> <li>・ 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービス提供以外の使用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。</li> </ul>
--	--

## 5 施設の概要

役 割	<p>利用時より、より良い在宅生活を継続していただけるように看護・介護計画を作成させていただいております。ご家族の方にも施設サービス計画書などにご意見と同意をいただきます。また、老健施設として病院から家庭への中間施設の役割も担っており、在宅ケア支援施設として短期入所療養介護事業も行ってまいります。</p>
-----	---

### 介護老人保健施設

敷 地	26,000m <sup>2</sup>	
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造 3 階建(耐火建築)
	延べ床面積	3,531m <sup>2</sup>
	利用定員	100名

#### (1)居室

居室の種類	室 数	面 積	1人当たり面積
二人部屋	( 50 )室	17.70~18.95 m <sup>2</sup>	8.85m <sup>2</sup>

#### (2)主な設備

設備の種類	数	面 積	1人あたり面積
食 堂	1室	210.23m <sup>2</sup>	2.10m <sup>2</sup>
機能訓練室	1室	100.00m <sup>2</sup>	1.00m <sup>2</sup>
一般浴室	1室	37.39m <sup>2</sup>	
機械浴室	特殊浴槽1台1室	15.44m <sup>2</sup>	
診 察 室	1室	23.79m <sup>2</sup>	
デイケア室	1室	96.37m <sup>2</sup>	
談話室	2室	61.00m <sup>2</sup>	
レクリエーションルーム	2室	60.96m <sup>2</sup>	
家族相談室	1室	14.02m <sup>2</sup>	
家族介護教室	2室	81.12m <sup>2</sup>	
ボランティアルーム	1室	21.37m <sup>2</sup>	



## 6 職員体制(主たる職員) 令和6年4月1日現在

従業者の職種	員数	区 分				常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格等【専任】
		常 勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
管理者	1	1				1		
医 師	3			1	2	1	1	内科・精神科 消化器外科
支援相談員	1	1				1		
看護・介護職員	7	2		5		4.1	1.8	理学療法士 1名 作業療法士 1名 看護 師 2名 介護福祉士 2名
理学療法士	1	1			2.0			
作業療法士	1	1						
管理栄養士	1	1			1	1		

## 7 職員の勤務体制

従業員の職種	勤 務 体 制	休暇等
施 設 長	正規の勤務時間帯に常勤で勤務	1ヶ月に8日 31日の月は9日  年間103日
医 師		
薬剤師		
機能訓練指導員		
看護職員		
介護職員		

## 8 介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション事業内容

利用定員	20名
営業日	日曜日、年末年始（12月31日～1月3日）を除く毎日
営業時間	8：30～18：30の間の利用希望時間による。
事業実施地域	菰野町、四日市市の桜花台、桜町、平尾町、赤水町、北野町とする。

## 9 サービスの概要

種 類	内 容
介護予防 通所リハビリテーション 計画の立案	<ul style="list-style-type: none"> <li>『どのような介護サービスを提供するとよりよい在宅生活を維持していただける状態になるか』という介護予防通所及びリハビリテーション計画書に基づいてサービス提供を行います。この計画は、利用者に関するあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・保証人の希望を十分取り入れ、また、計画の内容については同意を得て交付をさせていただきます。</li> </ul>
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</li> <li>食事の開始時間は昼 12:00 開始となりますが、様々な事情で食事開始が遅れる場合は、提供開始より 2 時間以内で食事が終了する時間であれば、食事提供開始を遅らせることも可能です。</li> <li>パンが食べられない、魚が苦手等の個別の状況についてお申し出頂ければ、代替メニューにて食事を提供させていただきます。</li> <li>食事はできるだけ離床して召し上がっていただけるように配慮します。</li> </ul>
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li> </ul>
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>お身体の状態に応じた入浴を行います。</li> <li>寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。</li> </ul>
機 能 訓 練	<ul style="list-style-type: none"> <li>理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するようつとめます。</li> <li>3ヶ月ごとに運動器機能向上及び個別リハビリテーション計画書を作成し進捗状況を定期的に評価し必要に応じて見直しを行う。</li> <li>当施設の保有するリハビリ器具 移動式平行棒、訓練用マット、トレッドミル、訓練用歩行器 エアロバイク、ピックアップ歩行器等</li> </ul>
健 康 管 理	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師により、週 6 回診察日を設けて健康管理に努めます。</li> <li>利用中における処方・処置及び通院の必要性の判断につきましては、当施設の医師の医療方針に基づいて行います。</li> <li>緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。</li> </ul> <p>(当施設の医師)</p> <p>氏 名：鳥井孝雄・波多野和夫・三好幸次 診療科：内科、精神科、消化器外科</p>
送 迎	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の送迎実施地域は、菰野町及び四日市市の桜花台、桜町、平尾町、赤水町、北野町となり、片道 20 分程度の範囲とします。</li> </ul>

## 10 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

- ② 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- ③ 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- ④ 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ⑥ 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- ⑦ やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。
- ⑧ 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。
- ⑨ 虐待防止担当者・責任者：施設長 小松 重信

## 11 衛生管理について

事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ④ 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤ 従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

## 12 業務継続に向けた取組の強化について

- ① 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- ③ 定期的 to 業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 13 ハラスメントの防止について

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
  - ・ 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
  - ・ 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
  - ・ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

- ② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

### カスタマーハラスメントやセクシャルハラスメント等の分類と具体例

分類	内容	ハラスメントの具体例・事例
身体的暴力	身体的な力を使って危害を及ぼす行為	物を投げつける。叩く。唾を吐く。服を引っ張る。土下座をさせる。
精神的暴力	個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為	大声を発する。怒鳴る。「何の役にも立たない」等個人を否定するような言動をする。威圧的な態度で文句を言い続ける。「この程度できて当然」と理不尽な要求をする。ご家族等がご利用者の理不尽な発言を一方的にうのみにし、否定的な言葉や態度をとる。
性的嫌がらせ	意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為	必要もなく身体(腕や足)をさわる。胸、お尻などをさり気なくさわる。抱きしめる。ヌード写真や動画を見せる。わいせつ行為や盗撮をする。プライベートな予定を聞く。
著しく威圧的な行為	ご利用者(ご家族等)からの業務に支障を及ぼす著しい迷惑行為	電話や面談等で長時間拘束する。頻繁に来所しクレームを言う。休日時間外に対応の強要をする。ケアマネの業務外の強要(すぐに来い、買い物をして来い、金を貸せ等)をする。同じ質問を繰り返し、対応のミスが出たところを責める。脅迫的・反社会的な言動をする。優位な立場にいることを利用した暴言、特別扱いをさせる。

#### 1.4 利用料①《通所リハビリテーション》

##### (1) 施設サービス介護給付費の自己負担金

区 分	内 容	
通所リハビリテーション費 (1日につき)	【1時間以上2時間未満】	
	・要介護1	366 単位
	・要介護2	395 単位
	・要介護3	426 単位
	・要介護4	455 単位
	・要介護5	487 単位
	【2時間以上3時間未満】	
	・要介護1	380 単位
	・要介護2	436 単位
	・要介護3	494 単位
	・要介護4	551 単位
	・要介護5	608 単位
	【3時間以上4時間未満】	
	・要介護1	483 単位
	・要介護2	561 単位
	・要介護3	638 単位
	・要介護4	738 単位
	・要介護5	836 単位
	【4時間以上5時間未満】	
	・要介護1	549 単位
	・要介護2	637 単位
	・要介護3	725 単位
	・要介護4	838 単位
	・要介護5	950 単位
【5時間以上6時間未満】		
・要介護1	618 単位	
・要介護2	733 単位	
・要介護3	846 単位	
・要介護4	980 単位	
・要介護5	1,112 単位	
【6時間以上7時間未満】		
・要介護1	710 単位	
・要介護2	844 単位	
・要介護3	974 単位	
・要介護4	1,129 単位	
・要介護5	1,281 単位	

	<p>【7 時間以上 8 時間未満】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要介護 1</li> <li>・ 要介護 2</li> <li>・ 要介護 3</li> <li>・ 要介護 4</li> <li>・ 要介護 5</li> </ul>	<p>757 単位 897 単位 1,039 単位 1,206 単位 1,369 単位</p>
サービス提供体制強化加算 (I) (II)	施設の介護福祉士の配置が基準を満たしている場合に加算されます。	(I) 22 単位/回 (II) 18 単位/回
入浴介助加算 (I) (II)	<p>(I) 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して入浴介助を行うことで加算されます。</p> <p>(II) 利用者が自宅で自身または家族等の介助で入浴を行うことができるよう、利用者の身体状況や専門職の訪問により把握した利用者宅の浴室の環境を踏まえた個別の入浴計画を作成するばあいに加算されます。</p>	(I) 40 単位/回 (II) 60 単位/回
リハビリテーションマネジメント加算 (A) イ・ロ	医師、リハビリ専門職その他の職種が共同してリハビリテーション実施計画を作成し、その指示のもとリハビリ専門職が通所リハビリの実施と記録を行い、またリハビリテーション実施計画書の評価・見直しや他事業所との情報伝達を行った場合、1 月につき加算されます。	<p>イ (6 ヶ月以内) 560 単位/月 (6 ヶ月超) 240 単位/月</p> <p>ロ (6 ヶ月以内) 593 単位/月 (6 ヶ月超) 273 単位/月</p>
リハビリテーション提供体制加算	<p>長時間のサービスを提供し、なおかつリハビリ専門職の配置が基準を満たしている場合に加算されます。</p> <p>3 時間以上 4 時間未満 4 時間以上 5 時間未満 5 時間以上 6 時間未満 6 時間以上 7 時間未満 7 時間以上</p>	<p>12 単位/回 16 単位/回 20 単位/回 24 単位/回 28 単位/回</p>
短期集中個別リハビリテーション実施加算	<p>利用者ごとにリハビリテーション実施計画を作成し、医師の指示を受けたリハビリ専門職が集中的に通所リハビリテーションを行った場合、加算されます。</p> <p>(退院日又は認定日から 3 ヶ月以内)</p>	110 単位/日

<p>認知症短期集中 リハビリテーション 実施加算 (I) (II)</p>	<p>(I) 1週間に2日を限度として個別にリハビリテーションを実施することに加え、通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算 (I) 又は (II) を算定している場合に加算されます。</p> <p>(II) 下記の要件を満たす場合に加算されます。</p> <p>① 1月に4回以上リハビリテーションを実施すること。</p> <p>② リハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載された通所リハビリテーション計画を作成し、生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施すること。</p> <p>③ 通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算 (II) を算定していること。</p>	<p>(I) 240 単位/日 (II) 1,920 単位/月</p>
<p>生活行為向上 リハビリテーション 実施加算</p>	<p>加齢や廃用症候群などで、生活機能のうち活動する能力が低下したご利用者に対して、活動機能の向上ができるように目標を立て、実施計画に沿ったリハビリテーションを行うことによって生活活動能力が向上した場合に加算されます。</p>	<p>1,250 単位</p>
<p>若年性認知症 受入加算</p>	<p>若年性認知症の方を受け入れ、利用者やご家族の環境、特性、ニーズに応じたサービスを提供する場合に加算されます。</p>	<p>60 単位/日</p>
<p>重度療養管理加算</p>	<p>所要時間1時間以上2時間未満の利用者以外の方で、要介護3・4・5であって別に厚生労働大臣が定める状態である方に対し医学的管理のもと通所リハビリテーションを行った場合に加算されます。</p>	<p>100 単位/日</p>
<p>中重度ケア体制加算</p>	<p>規定の人員基準を満たした上で、要介護度3以上のご利用者を一定割合以上受け入れた場合に加算されます。</p>	<p>20 単位/日</p>
<p>栄養アセスメント 加算</p>	<p>管理栄養士を規定人数配置し、実施したアセスメントをご本人もしくはご家族に説明をした上で、厚生労働省に必要な情報を提供した場合に加算されます。</p>	<p>50 単位</p>

栄養改善加算	管理栄養士等が低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し栄養ケア計画に従い栄養改善サービスを行った場合、1月に2回を限度として加算されます。	200 単位／回
経口・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	加算(Ⅰ)は①及び②に、加算(Ⅱ)は①又は②に適合することが要件となっています。 ①当該事業所の従業員が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の状態に関する情報を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合。 ②当該事業所の従業員が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合。	(Ⅰ) 20 単位／回 (Ⅱ) 5 単位／回
口腔機能向上加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置し、高齢者に個別で、口腔清掃の指導や、摂食・嚥下機能に関する訓練など、適切な指導が実施されているかを認められた場合に加算されます。 (Ⅱ) 上記(Ⅰ)に加え、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していることで加算されます。	(Ⅰ) 150 単位／回 (Ⅱ) 160 単位／回
科学的介護促進体制加算	事業所の入所者・利用者の基本的なデータを厚生労働省に提出し、データベースを活用してサービス計画を確認するなど、PDCA サイクルを推進してケアの質を向上させる取り組みが評価された場合に加算されます。	40 単位／月
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	基本単価と該当する各種加算を合わせた額に8.6%を乗じた額を別途いただきます。	8.6%

※記載の加算は要件を満たした場合のみ算定されます。

※金額は単位数に10.17円を乗じた額となります。(地域区分・・・7級地)

自己負担額は負担割合(1割・2割・3割)によります。

注1) 要介護認定結果の決定前に当事業所を利用した後、要介護認定非該当の場合は要支援1の施設サービス費・各種加算の10割(通常、1割負担)を請求させていただきます。



注2) 支給限度額を超えてのサービスの利用分に関して、超過分は各要介護度の施設サービス費・各種加算の10割(通常、支給限度額内であれば1割負担)を請求させていただきます。

\* ひと月に複数の事業所を利用した場合は当事業所ではなく他事業所が10割の請求をする場合もございます。

\* 超過分をどこの事業所が請求するかは各担当介護支援専門員にお尋ねください。

## 利用料② 《介護予防及び通所リハビリテーション共通》

区 分	利 用 料
食 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 朝食 430 円</li> <li>・ 昼食 730 円※①</li> <li>・ 夕食 730 円</li> </ul> ※①施設側が利用者全員を対象にして提供するおやつ類は昼食代に含まれます。
日常生活費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 80 円/日</li> </ul> 石鹸、シャンプー、スキンケア用品、ペーパータオル、おしぼりエプロン、タオル等の費用であり、施設でご用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
ホーム喫茶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要した費用の実費</li> </ul> ひと月に1回ホーム喫茶を行っております。
行 事 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要した費用の実費</li> </ul> お茶会やドライブ、観劇等の費用や講師を招いて実施する生花教室などの費用で参加された場合にお支払いいただきます。
特別な食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 500 円/特別メニュー実施日</li> </ul> 敬老の日祝賀会等の特別なメニューの場合は、通常の食費に加算させていただきます。

## 15 苦情申立先

当施設ご利用相談室	窓口担当者：山内 知之 ご利用時間：毎日8：30～17：00 ご利用方法：電話059-394-5880
-----------	---

## 16 協力医療機関

医療機関の名称	三重北医療センター 菰野厚生病院
院 長 名	小嶋 正義
所 在 地	三重県三重郡菰野町大字福村75

電 話 番 号	0 5 9 - 3 9 3 - 1 2 1 2
診 療 科	内科・外科・整形外科・脳神経外科・眼科・泌尿器科・皮膚科・婦人科・耳鼻咽喉科
入 院 設 備	2 3 0 床
救急指定の有無	有
契約の概要	当施設と上記病院とは、入居者に病状の急変があった場合、即座に連携を取り、医師の指示にしたがいます。

### 1 7 協力歯科医療機関

名 称	山根歯科医院
所 在 地	三重県三重郡菰野町大字菰野 1 4 2 2
電 話 番 号	0 5 9 - 3 9 3 - 2 6 6 8

### 1 8 事故発生時の対応

事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>当法人は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者および関係各機関ならびにあなたの家族または身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。</li> <li>当法人は、サービスの提供によりあなたに賠償すべき事故が発生した場合には、天災地災等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。ただし、当該事故の発生につき、あなたの側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることがあります。</li> </ul>
事故発生時の賠償について	<ul style="list-style-type: none"> <li>当法人は、万一の事故の発生に備えて、保険会社の賠償責任保険に加入しております。</li> </ul>

### 1 9 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「聖十字ハイツ消防計画」に則り対応を行います。			
近隣との協力関係	宿野住民および職員住宅居住者と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等 防災設備	別途定める「聖十字ハイツ消防計画」に則り、年2回以上夜間および昼間を想定した避難訓練を、入居者参加のもと実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	有	防火戸	有 3 ヲ所
	非常階段	有 3 ヲ所	避難口	有 18 ヲ所
	自動火災報知器	有	屋内消火栓	有 9 ヲ所
	誘導灯誘導標識	有 28 ヲ所	非常通報装置	有
	非常警報装置	有	避難器具	有 2 ヲ所
	カーテン・布製ブラインド等の防火性能 有			
消防計画等	消防署への届出日：平成 25 年 11 月 5 日 防火管理者： 小松 重信			

## 20 サービスの実施不能時

天災時など	事業者施設および送迎中にサービスを利用するにあたり危険を伴う恐れがある場合、サービスの実施を中止することがあります。この場合はサービスの中止を決定した時点で、利用者およびご家族に対してこの旨を連絡することとします。また、サービスを中止した場合、すでに実施したサービスについては所定の利用料金の支払いを請求できるものとします。
-------	--

## 21 当施設ご利用の際に留意いただく事項

居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は、本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	喫煙は、決められた場所にてお願いします。
迷惑行為等	騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の居室等に立ち入らないようにしてください。
現金等の管理	紛失の恐れがありますので十分注意してください。
宗教活動・政治活動	思想、宗教等に関してはご自由ですが、施設内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みはご遠慮ください。

